

令和元年10月1日から 幼児教育・保育の無償化が実施されます。

保育所を利用する 子ども

【対象者・保育料】

- **3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての
子どもの保育料が無償化されます。**
- 食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
ただし、[年収 360 万円未満相当世帯の子ども]と[第3子以降の子ども]については、副食費(おかず代・おやつ代)の費用が免除されます。
- 副食費の免除について、[第3子以降の子ども]の多子カウント方法は、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。
- **0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯の子どものみ、保育料が無償化されます。**
- 子どもが2人以上の世帯の2歳児クラスまでの子どもの保育料については、現行制度を継続し、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントし、第2子は半額、第3子以降は無償となります。
※年収 360 万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
- **0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、これまでどおり保育料の中に副食費分が含まれますので、新たな保護者の負担はありません。**

無償化の 手続は

- すでに園に入園し、利用中の方は、手続はありません。